

問い合わせ先

海上保安庁警備救難部

刑事課 刑事企画指導官 黒石（海事、刑法、環境、漁業）

03-3591-6361（内線 5402） 03-3591-6361（夜間直通）

国際刑事課 課長補佐 白石（薬物・銃器、出入国）

03-3591-6361（内線 5501） 03-3591-1701（夜間直通）

警備課 課長補佐 中山（国際船舶・港湾保安法）

03-3591-6361（内線 5602） 03-3591-9795（夜間直通）

平成20年2月15日

海上保安庁

平成19年の海上犯罪取締り等の状況

<<平成19年のポイント>>

・海上犯罪取締り状況

『薬物・銃器事犯』の摘発件数が増加

「あわび」、「さざえ」、「なまこ」などの高価な海産物を狙った『密漁事犯』の

送致件数が増加

企業活動等に伴う『海上環境法令違反事犯』を数多く送致

安全なマリレジャー活動を妨げる無検査航行等の『海事関係法令違反事犯』

の送致件数が増加

・国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制状況

外国から本邦の港へ入港する船舶に対する規制を厳正に実施し、船舶や港湾施

設などに対するテロの未然防止に寄与

この度、平成19年の「海上犯罪取締り状況（確定値）」及び「国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制状況」をまとめましたのでお知らせします。

・海上犯罪取締り状況

平成19年における海上犯罪の送致件数は、前年の6,691件から7,476件と785件増加し、前年と比べて約12%増加いたしました。

同年の海上犯罪取締り状況のポイントは、以下のとおりです。

『薬物・銃器事犯』の摘発件数が増加

外国船舶に対する立入検査・監視取締に必要な要員の確保、国内外関係機関との緊密な連携・協力に加え、昨年、国内において、相次いで発生したけん銃発砲事件を踏まえた銃器対策の徹底等各種施策を強力に推進してきた結果、平成19年における『薬物・

銃器事犯』の送致件数は21件、摘発件数は過去10年間で最多の31件となりました。

また、薬物・銃器以外の密輸事件として、ロシアルートの際の胆密輸入事件、台湾向けうなぎ稚魚不正輸出事件、北朝鮮ルートの際のあさり不正輸入事件を摘発しています。

密航については、仕立て船を利用した計画的かつ組織的な韓国人による集団密航事件を摘発し、韓国からの密航者のみならず日本国内の受入ブローカーも摘発、更に、近年の傾向である、小口化・巧妙化した潜伏密航事件を相次いで摘発しています。

「あわび」、「さざえ」、「なまこ」などの高額な海産物を狙った『密漁事犯』の送致件数が増加

平成19年の漁業関係法令違反(外国人によるものを除く。)の送致件数は1,826件(前年1,584件)で前年と比較し242件(約15%)増加しました。

同違反の大半を占める、いわゆる「密漁」事犯は、高級食材と言われるあわび・さざえ・なまこなどを狙ったものをはじめとして、手口の悪質・巧妙化が進み、密漁担当や港から市場までの輸送担当といった役割分担、販路確保のため水産加工会社と結託するなど組織化・大規模化が進み、大掛かりな事件では、約3年間で販売価格約4200万円に上る海産物を採捕したものもありました。密漁に対しては、地域住民からの取締り要請も多く寄せられ、取締りを強化した結果が送致件数の増加となって現れたものと考えています。

企業活動等に伴う『海上環境法令違反事犯』を数多く送致

平成19年の海上環境関係法令違反の送致件数は652件(前年680件)で前年と比較し28件(約4%)減少したものの、依然として処理費用の軽減を目的とした臨海工場からの汚水の不法排出や企業活動に伴う建設残土の船舶からの不法投棄や船舶からの油等の不法排出、使用しなくなった船舶の不法投棄等は後を絶たず、その形態も、夜間航行中の船舶からの投棄や投棄する船舶の船名を削り取り証拠隠滅を図るなど、潜在化、悪質・巧妙化が進んでいます。平成19年においてもこれら海洋環境保全に反する犯罪への取締りを強化した結果が数多くの送致という結果となって現れたものと考えています。

安全なマリレジャー活動を妨げる無検査航行等の『海事関係法令違反事犯』の送致件数が増加

平成19年の海事関係法令違反の送致件数は3,465件(前年3,086件)で、前年と比較し379件(約12%)増加しました。

安全なマリレジャー活動等を妨げる海事関係法令違反事犯に係る送致件数は、平成17年以降増加に転じていますが、特に平成19年においては、船舶検査を適法に受検

していない小型船舶が全国に3万～4万隻存在するとの国土交通省海事局からの問題提起を踏まえ、強化期間を設けて、同局と連携しつつ、小型船舶に対する安全指導・取締りを積極的に実施した結果が送致件数の増加（前年比）となって現れたものと考えています。

以上のように、海上における各種犯罪の発生は依然予断を許さない状況にあることから、海上保安庁では、巡視船艇・航空機等現有勢力の効率的かつ効果的な運用によって、監視取締りの強化を図るとともに、関係機関とも緊密に連携・協力しつつ、今後とも国民の期待に応えるべく、海上犯罪の監視取締りに万全を期していく所存です。

・国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制状況

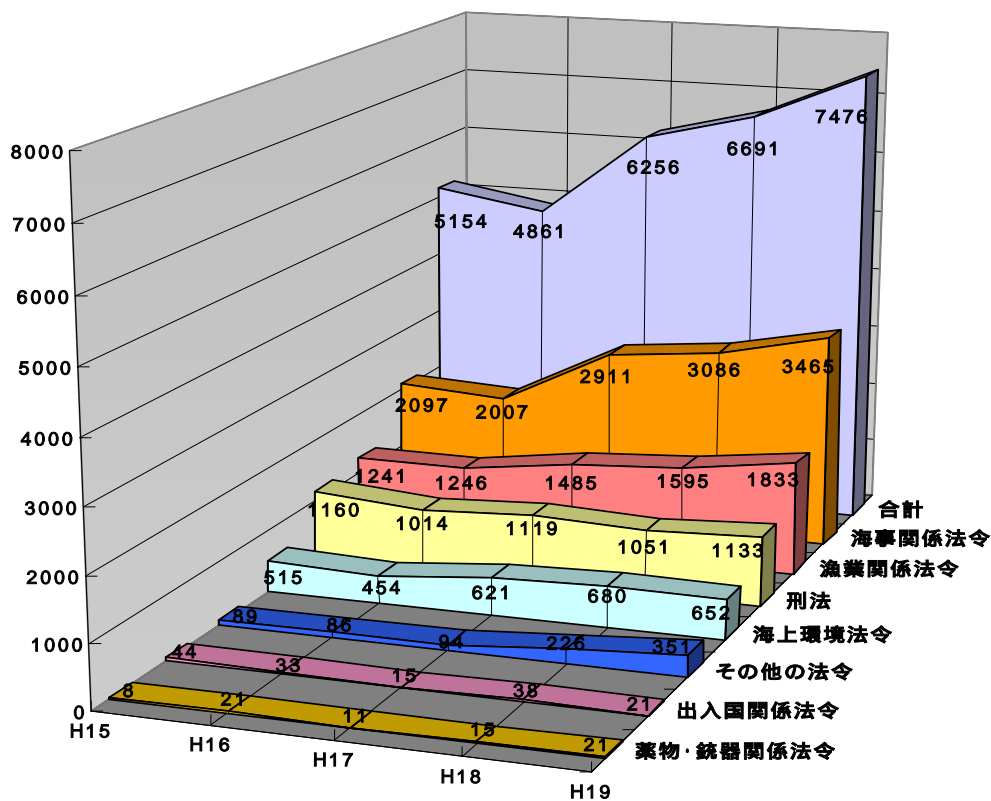
外国から本邦の港へ入港する船舶に対する規制を厳正に実施し、船舶や港湾施設などに対するテロの未然防止に寄与

外国から本邦の港へ入港する船舶から通報された船舶保安情報の通報内容等から保安措置が的確に講じられているかどうか調べる必要がある船舶に対しては立入検査を実施し、テロの危険のおそれの有無等について確認を行った結果、問題のある船舶は認められず、入港禁止等の強制措置に至った例はありませんでした。

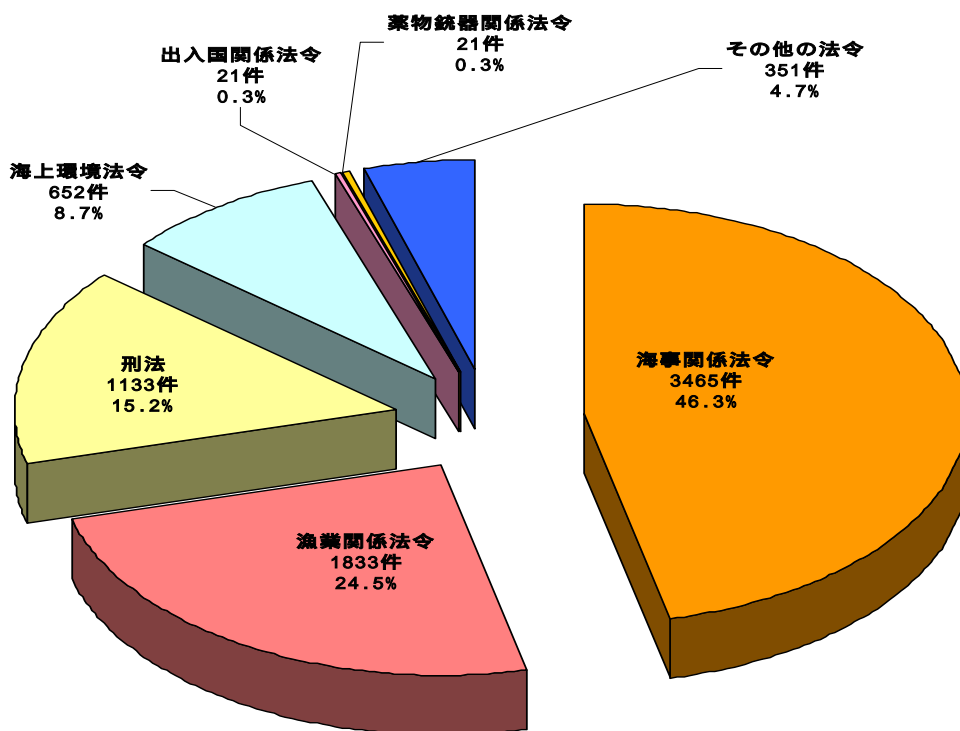
*平成19年海上犯罪取締り状況等の具体的な内容については、別紙をご参照ください。

【別 図】

《法令別送致件数の推移（平成15年から平成19年）》



《法令別送致件数の構成比（平成19年）》



【別紙】平成19年の海上犯罪取締り等の状況

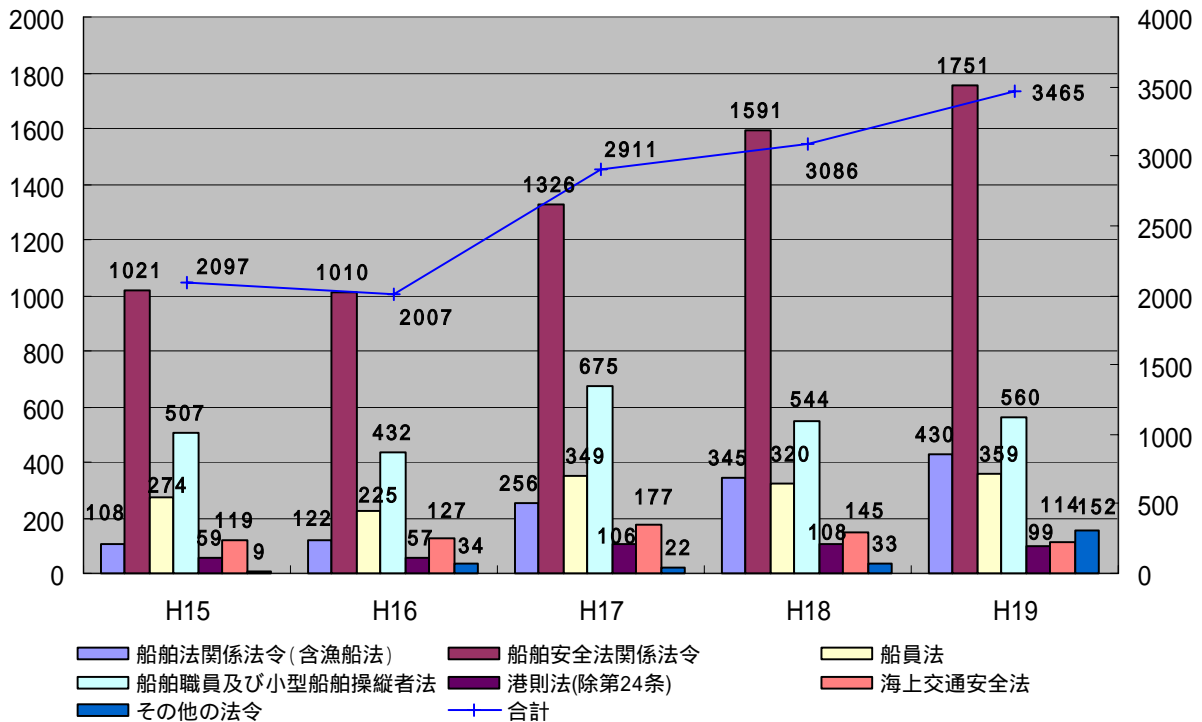
・海上犯罪取締り状況

1 海事関係法令違反の取締り状況

平成19年の海事関係法令違反の送致件数は3,465件（前年3,086件）で、前年と比較し379件（約12%）増加しました。

罪種別では、無検査航行、定員超過や過積載の禁止を規定する船舶安全法関係法令違反の送致件数が1,751件で全体の約51%を占めており、次いで無資格運航の禁止等を規定する船舶職員及び小型船舶操縦者法違反が560件で全体の約16%を占めています。

《海事関係法令違反の法令別送致件数の状況》



また、行政処分の対象となる小型船舶の飲酒運転等の小型船舶操縦者の遵守事項違反については15件確認し、違反事項等を国土交通省に対して通知しました。

国土交通省によれば、近年、船舶検査を適切に受検していない小型船舶が3~4万隻存在し、これらの中には有効な船舶検査証書を保有していないま



ま航行している船舶も相当数あるのではないかとしており、このような状況を放置すると、船体・機関の整備不良等による事故が多発する虞があるとともに、小型船舶の安全に係る法秩序の乱れも懸念されることから、海上保安庁では、プレジャーボート等の活動が特に活発となるゴールデンウィークから夏季にかけて、船舶検査の有効期間及び定期検査の受検状況の確認を行う等小型船舶等に対する積極的指導・取締りを実施しました。

【平成19年の主な事件】

石狩湾内海水浴場周辺海域においてプレジャーボート無資格運航等を検挙（小樽海上保安部）

平成19年8月、小樽海上保安部では、夏季シーズンを迎え海水浴場周辺でのプレジャーボート利用者による無謀運転等に関する苦情、取締り要請が寄せられたことを受け、警察と合同で集中取締りを実施した結果、船舶職員及び小型船舶操縦者法違反（無資格運航）など計20件を検挙しました。

能登半島沖において貨物船の区域外航行を検挙（新潟航空基地ほか）

平成19年6月、しょう戒中の新潟航空基地所属航空機が能登半島沖を南西向け航行中の貨物船を現認、当該海域は沿海区域（陸岸から概ね20海里以内の海域）以遠の海域であったことから無線通信により該船の航行が認められた海域を確認した結果、船舶安全法違反（区域外航行）を認定、該船の入港地を管轄する海上保安部署に引継ぎ船長を検挙しました。

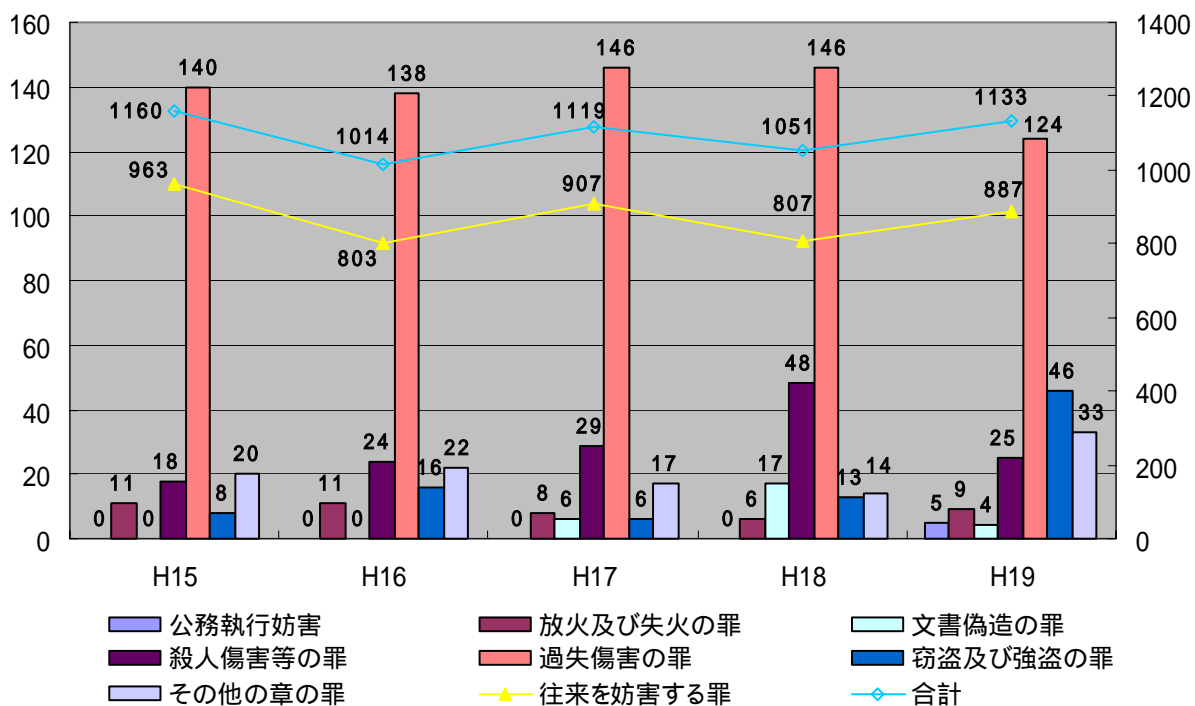
2 刑法犯の取締り状況

平成19年の刑法犯の送致件数は1,133件（前年1,051件）で、前年と比較し82件（約8%）増加しました。

罪種別では、衝突や乗揚げ等の往来を妨害する罪（業務上過失往来危険等）が887件で全体の約78%、次いで過失傷害の罪（業務上過失致死傷等）が124件で全体の約11%とこれら船舶運航上の過失に起因するものが全体のおよそ9割を占めています。このほか殺人傷害等の罪、公務執行妨害、放火失火の罪、窃盗強盗の罪として85件送致しました。

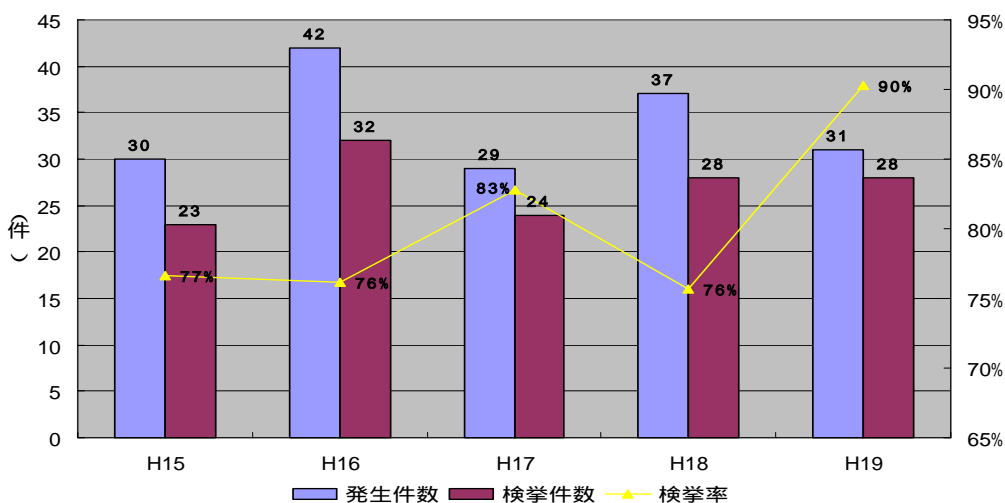


《刑法犯の法令別送致件数の状況》



また、これらのうち衝突逃走事件、いわゆる「当て逃げ」は**31件**（前年37件）発生し**28件**検挙（検挙率90%）しました。当て逃げは、衝突相手船が転覆・沈没、乗組員が死亡するケースも多く、一旦逃走されると外国の港等の遠隔地へ逃走される虞もあるため、発生情報入手後直ちに巡視船艇・航空機を緊急配備するほか、衝突相手船の遺留塗膜の採取、分析等による「科学捜査」も駆使して逃走船舶の割り出し、検挙に努めています。

《衝突逃走事件の発生・検挙件数及び検挙率の状況》



【平成19年の主な事件】

荒天の相模湾を高速航行中の旅客船において乗客負傷事件が発生（横須賀海上保安部）

平成19年5月、荒天下、伊豆大島から東京に向かっていた高速旅客船が、約40ノット（時速約80キロメートル）の速力で波の谷間に突っ込み、乗客約30名に骨折等の傷害を負わせる事故が発生しました。横須賀海上保安部では捜査の結果、事故は同船船長の不適切な操船に起因するものであることを特定し、同人を業務上過失往来危険及び業務上過失傷害容疑で検挙しました。

太平洋を航行中のまぐろ延縄漁船船内において殺人事件が発生（東京海上保安部）

平成19年3月、東太平洋（公海上）を航行中のまぐろ延縄漁船船内で、ベトナム人船員が中国人船員を殺害する事件が発生しました。同船の船籍港を管轄する東京海上保安部は、同船のアメリカ合衆国ハワイ諸島ホノルル港入港にあわせ同地に捜査官を派遣し、犯行の状況等を特定するとともに、このベトナム人船員を本邦まで同行のうえ、殺人容疑で逮捕しました。

熊野灘において遊漁中の小型船舶に対する死亡当て逃げ事件が発生（鳥羽海上保安部）

平成19年5月、熊野灘において錨を入れて釣り中の小型船舶に船舶が衝突、弾みで小型船舶の乗組員2名が海中転落し1名が死亡、1名が行方不明となりました。小型船舶に衝突した船舶は現場から逃走し、目撃証言もなく捜査は難航しましたが、鳥羽海上保安部において継続捜査した結果、小型船舶に残された塗膜や衝突痕の一致する船舶を発見、専門家による鑑定結果等に基づき被疑船舶を特定、同船船長を業務上過失往来危険及び業務上過失致死容疑で逮捕しました。

3 海上環境関係法令違反の取締り状況

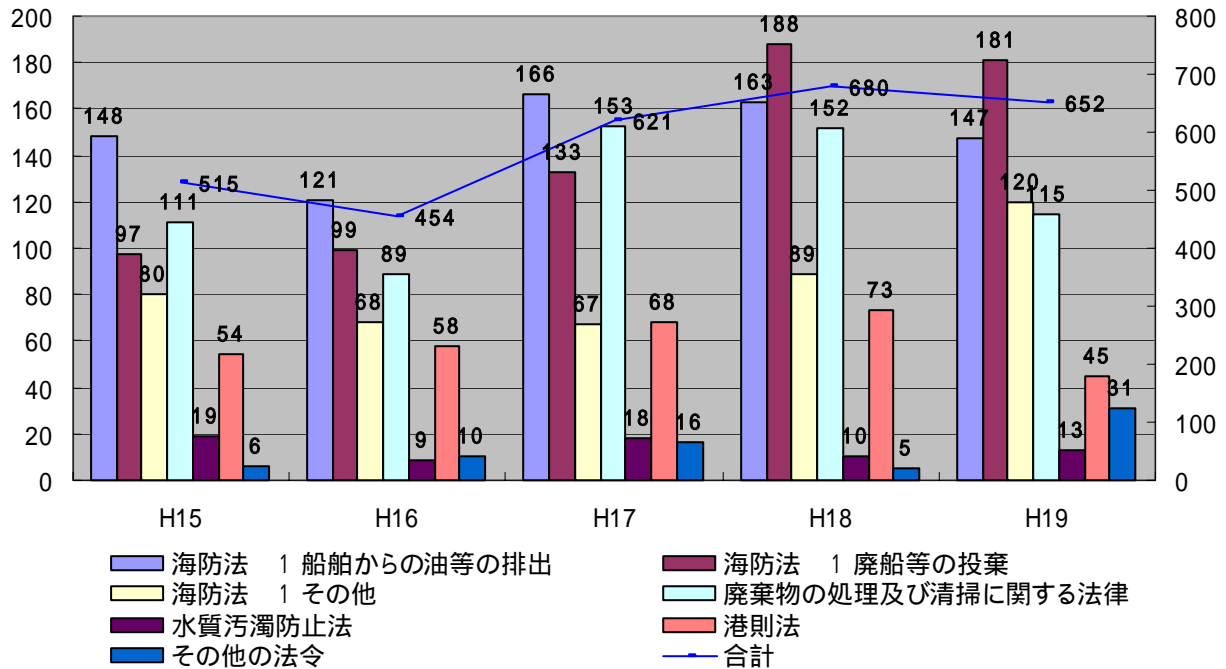
平成19年の海上環境関係法令違反の送致件数は**652件**（前年680件）で前年と比較し28件（約4%）減少しました。

船舶からの油排出事件



罪種別では、海洋への船舶等の廃棄、船舶からの油や有害液体物質の排出を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の送致件数が**448件**で全体の約69%を占めており、次いで廃棄物の投棄禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の送致件数が**115件**で全体の約18%を占めています。

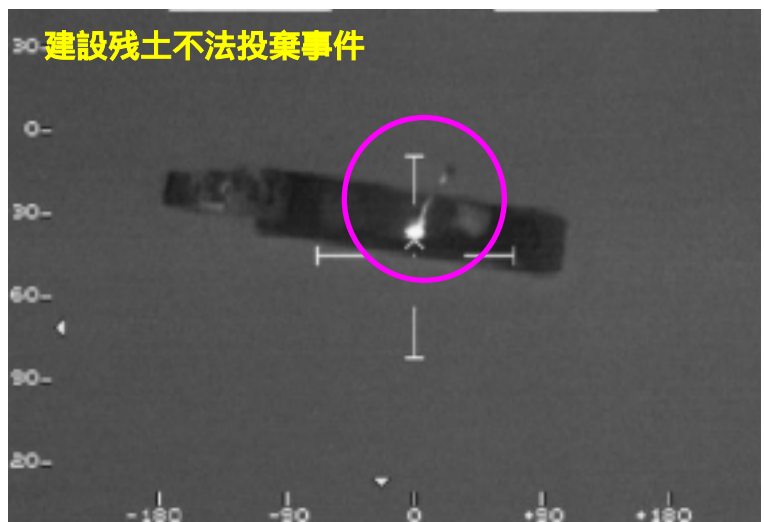
《海上環境法令違反の法令別送致件数の状況》



(1 海防法：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号））

環境保全の意識が高まる中、依然として処理費用の軽減を目的とした臨海工場からの汚水の不法排出や企業活動に伴う建設残土の船舶からの不法投棄や船舶からの油等の不法排出、使用しなくなった船舶の不法投棄等は後を絶たず、その形態も、夜間航行中の船舶からの投棄や投棄する船舶の船名を削り取り証拠隠滅を図るなど、潜在化、悪質・巧妙化が進む傾向にあります。

また、外国船舶に対する油等の不法排出事犯取締りについては、国際条約に基づき船舶の航行の利益に配慮した取締りを実施（担保金の提供による釈放制度を運用）しており、その結果、15事件についてこれを適用し、総額800万円の担保金の提供を受けました。



【平成19年の主な事件】

建設残土を不法投棄した土砂運搬船船長を逮捕（大阪海上保安監部）

平成19年2月、大阪海上保安監部は、大阪湾内において、夜間に建設残土を不法投棄していた残土運搬船船長ほか1名を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反により現行犯逮捕しました。また、その後の捜査より、同船長等が、平成18年8月から平成19年1月までの間に、34回にわたり、建設残土約19,150立方メートルを大阪湾内に不法投棄したことが判明しました。

港内に油を不法排出した中国籍コンテナ船乗組員を検挙（横浜海上保安部）

平成19年6月、横浜海上保安部は、横浜港内に着岸している中国籍コンテナ船から、船内移送作業中に作業手順を誤り、燃料油約59リットルが海上に不法排出されたとして、乗組員を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で検挙しました。

本件は、国際条約に基づく担保金の提供による釈放制度を適用しています。

基準値を超過した大腸菌群を含む汚水を排出した水産会社を相次いで検挙（留萌海上保安部）

平成19年10月、留萌海上保安部は、水産加工場において発生した基準値の最大19倍の大腸菌群を含む汚水を排出したとして、水産会社社長ほか1名及び法人を水質汚濁防止法違反で検挙しました。このほか、留萌海上保安部では、同様に、汚水の不法排出を繰り返していた2つの食品加工場等を水質汚濁防止法違反で検挙しました。

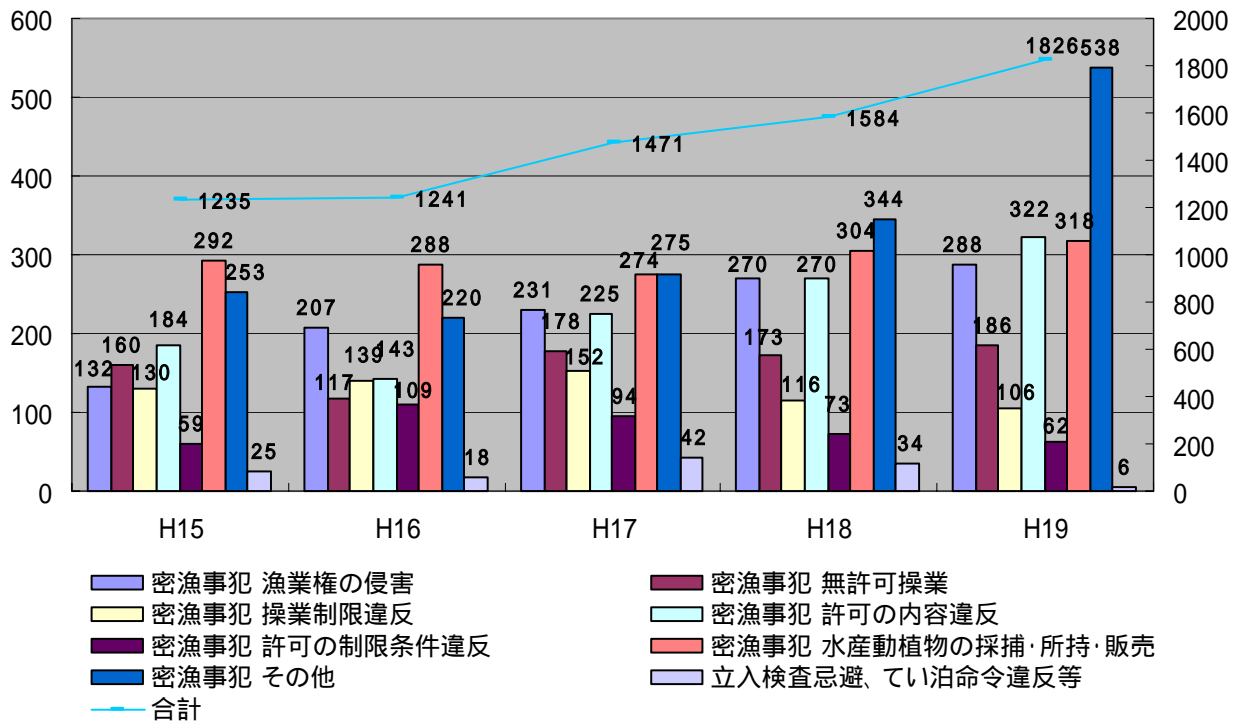
不要な漁船を海底に不法投棄した渡船業者を逮捕（和歌山海上保安部）

平成19年12月、和歌山海上保安部は、平成19年7月から8月までの間に、不要となった漁船1隻を、和歌山県由良町沖合の海に沈めて捨てたとして、渡船業者を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で逮捕しました。

4 漁業関係法令違反（外国人によるものを除く。）の取締り状況

平成19年の漁業関係法令違反（外国人によるものを除く。）の送致件数は1,826件（前年1,584件）で前年と比較し242件（約15%）増加しました。漁業関係法令の中でも、無許可操業、区域・期間外操業等のいわゆる「密漁」事犯の検挙に重点を置き、その結果、1,769件（全体の約97%、219件増加）を送致しました。

《漁業関係法令違反の法令別送致件数の状況》



いわゆる「密漁」については当庁の取締り強化に呼応するかのよう、送致件数は平成16年以降増加の一途を辿っており、その形態も、増加傾向にある漁業者以外の者による密漁、いわゆる「磯荒し」と呼ばれるものから、多数の密漁者の共謀や水産加工会社と一体となった大掛かりなものまで多様化が進み、大規模な事案では余罪を含め、密漁による水揚げが数千万円にも及ぶものもあります。



特に空気ボンベ等の潜水器具を使用して地元漁業者が保護・育成してきた魚介類を根こそぎ捕獲する悪質な潜水器密漁については、高級食材ともいわれる「あわび」「さざえ」「なまこ」を狙ったものが依然として大半を占める傾向にあります。

【平成19年の主な事件】

潜水器具を使用して「あわび」「さざえ」「なまこ」等を密漁した者3名を検挙(水島海上保安部)

平成19年4月、水島海上保安部は、水島港周辺海域において潜水器具を使用して「なまこ」を密漁していた漁船船長ほか2名を岡山県漁業調整規則違反(無許可潜水器漁業)で検挙しました。その後の捜査の結果、同人らが過去3年間に渡り大量の「なまこ」をはじめ「あわび」「さざえ」等販売価格約4200万円に上る密漁を行っていたことを特定しました。

禁止期間中に「なまこ」を密漁した者10名及び当該「なまこ」を買い受け所持していた水産加工会社社長などを検挙(青森海上保安部)

平成19年7月、青森海上保安部は、陸奥湾内において禁止期間中に「なまこ」を密漁した漁船船長ほか9名を青森県漁業調整規則違反(採捕禁止)で検挙するとともに同期間に密漁された「なまこ」約2500kg(販売価格約400万円)を買い受け所持していた水産加工会社社長等(2法人、2名)を同規則違反(所持・販売禁止)で検挙しました。

宮崎沖において刺し網を使用して「いせえび」を密漁した者4名を検挙(宮崎海上保安部)

平成19年8月、宮崎海上保安部は、宮崎港周辺海域で固定式刺し網を使用して「いせえび」を密漁していた漁船船長ほか3名を宮崎県漁業調整規則違反(刺し網無許可操業)等で検挙しました。その後の捜査の結果、同人らが過去3年間に渡り「いせえび」約5800kg(販売価格約3000万円)を密漁し、水産会社等に売却していたことを特定しました。

5 外国人漁業関係法令違反の取締り状況

平成19年の外国人漁業関係法令違反の送致件数は7件(前年11件)で前年と比較し4件の減少となりました。

本年送致した7件については、EZ漁業法()違反が1件、外国人漁業の規制に関する法律違反が4件、漁業法違反が2件となりました。

平成19年に検挙した事案の特徴としては、日本漁船が操業を見合わせるような荒天の日や夜陰に乗じて我が国の水域に侵入し不法操業を行っていたことです。特に



平成19年3月に島根県松江市沖において発生した韓国漁船による集団不法操業事件については、荒天の夜間に隠密裏に領海内へ侵入のうえ不法操業を行っていた韓国漁船団を一網打尽に検挙したものであり、近年では例のない外国漁船の集団検挙事案となりました。この事件の検挙は、山陰沖における漁業秩序の維持に貢献したことに加え、我が国の水域における外国漁船の不法操業に対し強い警鐘を鳴らし、抑止力が向上したものと思慮されます。

当庁としては、引き続き不法操業形態・傾向に適合した航空機等のしょう戒、集中取締りを実施するとともに、水産庁等の関係機関とも連携しつつ外国漁船による不法操業対策に努めることとしています。

(EZ 漁業法：排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号））

【平成19年の主な事件】

対馬沖において巡視艇の立入検査を拒否した韓国漁船を検挙（対馬海上保安部）

平成19年6月、対馬沖で操業中の日本漁船からの通報を受け、巡視艇を現場海域に急派したところ我が国排他的経済水域において航行中の韓国漁船を発見、立入検査を行うため停船命令を実施したものの停船せず、ジグザク航行を行う等逃走を開始したことから、追跡を継続し強行接舷によって同船を捕捉、船長を漁業法違反（立入検査忌避）にて検挙しました。

日本海において韓国漁船4隻を領海侵犯操業により検挙（美保航空基地、境海上保安部ほか）

平成19年3月、しょう戒中の美保航空基地所属航空機が松江市沖の我が国領海内において操業中の韓国漁船6隻を現認、当庁航空機による採証活動に気付いた6隻が相次いで逃走を開始したことから、航空機・巡視船艇を追加発動するとともに水産庁所属船と連携し荒天下約10時間に渡り追跡した結果、4隻の捕捉に成功し、当該漁船の船長を外国人漁業の規制に関する法律違反（領海侵犯操業）で検挙しました。

福江島沖において中国漁船を領海侵犯操業により検挙（長崎海上保安部ほか）

平成19年4月、地元漁業者からの通報を受け、航空機・巡視船艇を発動させたところ現場海域に先着した航空機が福江島沖の我が国領海内において操業中の中国漁船を現認、当庁航空機による採証活動に気付いた同船が逃走を開始したことから、航空機・巡視船艇により追跡を継続し同船を捕捉、船長を外国人漁業の規制に関する法律違反（領海侵犯操業）で検挙しました。

6 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

平成19年の薬物・銃器関係法令違反の送致件数は**21件**（前年15件）で、前年と比較し6件増加しました。

薬物・銃器事犯の態様は、ますます巧妙化の度合いを深めており、犯罪組織の関与も窺われることから、海上保安庁では、国内外関係機関との緊密な連携、情報交換の促進等を強化し、平成19年は、海上保安庁単独又は他機関と合同で過去十年間で最多となる31件の薬物・銃器事犯を摘発しました。

薬物・銃器事犯においては、従来からロシア人船員が関与した事件数が全体の多くを占めており、平成19年にあっても総摘発件数の6割を超える20件にロシア人船員が関与していました。

摘発の端緒としては、総摘発件数の8割にあたる25件を外国籍船舶に対する立入検査等により船内等から摘発しています。

また、犯行形態としては、薬物・銃器が居室等の船内に隠匿されたもの又は船員が着衣や所持品の中に隠匿していたものが主なものでした。

摘発した事件の大半がロシア人船員による乱用目的の大麻所持事犯又は遊戯目的の空気銃及び準空気銃の不法所持事犯と認められるものの、中には船員が上陸した際に大麻を所持していた事案もあることから、我が国への薬物・銃器の流入を水際で阻止する観点からも、引き続きロシア人船員による犯行には十分な警戒が必要であると考えています。

海上保安庁では、組織的・計画的に行われ、益々巧妙化する薬物・銃器の密輸事犯を水際で阻止すべく、引き続き、国内外関係機関と緊密に連携し、徹底した取締りを行っていくこととしています。

【平成19年の主な事件】

カンボジア籍貨物船乗組員による大麻不法所持事件を摘発（境海上保安部）

平成19年6月、境海上保安部は税関と合同で、境港に着岸したカンボジア籍貨物船「VICTOR」（総トン数2,163トン、ロシア人24名乗組み）の立入検査を実施中、同船機関員の居室において大麻を発見したことから、この機関員を大麻取締法違反（不法所持）で逮捕しました。

カンボジア籍貨物船乗組員による大麻不法所持事件を摘発（小樽海上保安部）

平成19年12月、小樽海上保安部は警察、税関と合同で小樽港に着岸したカンボジア籍貨物船「AJAX」（総トン数498トン、ロシア人11名乗組み）の立入検査を実施中、同船居住区において大麻を発見し、この大麻を所持していたことを認めた甲板員を大麻取締法違反（不法所持）で逮捕しました。

ロシア籍貨物船乗組員による空気銃不法所持事件を摘発（小樽海上保安部）

平成19年6月、小樽海上保安部は警察、税関と合同で小樽港に着岸したロシア籍貨物船「AROMASHEV」（総トン数172トン、ロシア人13名乗組み）の立入検査を実施中、同船二等航海士の居室内から空気銃を1丁及び金属製弾丸を発見したことから、この二等航海士を銃砲刀剣類所持等取締法違反（不法所持）で逮捕しました。

7 出入国関係法令違反の取締り状況

平成19年の出入国関係法令違反の送致件数は**21件**（前年52件）で、前年と比較し31件減少しました。

平成19年に発生した韓国人による集団密航事件については、11名の密航者のみならず、日本国内のブローカーをも摘発し、平成16年以降初めて、1件で10名以上の集団密航者摘発となりました。その取調べにおいては、日韓の斡旋ブローカーが綿密に連絡を取り合い、韓国側及び日本側双方において、密航者の募集から収受・運搬に至る計画的かつ組織的な国際犯罪が行われている実態が明らかとなっています。

密航に関する近年の特徴としては、過去多発したコンテナ内への潜伏や、隠し部屋・隠し区画等に大量の密航者を隠匿する形態の大規模なものは見られなくなり、小口化した潜伏密航が主な形態となっています。

また、平成17、18年に続発した船員手帳を偽造所持しての密航事犯については、平成19年には見受けられなくなりました。

このような中、平成19年11月20日から開始された、外国人（特別永住者等を除く。）の入国審査における個人識別情報の提供義務化により、過去日本国内から退去強制処分を受けた者等については、入国審査を通過することが不可能となることから、今後は、さらに悪質・巧妙な手口による船舶を利用した不法入国事犯が増加することが予測されます。

海上保安庁では、今後も、不法出入国事犯を水際で阻止すべく、情報収集に努め、巡視船艇・航空機を効果的に運用しながら、国内外の関係機関との情報支援や連携協力体制を強化し、積極的な監視・取締りを実施していきます。

【平成19年の主な事件】

福岡市西浦漁港韓国人不法入国事件を摘発（福岡海上保安部）

平成19年4月、福岡県警西警察署から密航情報を入手した福岡海上保安部は同県警との間で緊密な連携を図るための合同捜査体制を確立し、福岡市西浦漁港において韓国人本犯11名を不法入国容疑等で逮捕し、さらに車輦にて密航者を迎えた日本人1名を集団密航助長容疑で逮捕しまし

た。また、その後の捜査により、車輛にて現場まで出迎え逃走中であった日本人男性1名及び同人の妻（韓国籍）を集団密航助長容疑で逮捕しました。

香港籍コンテナ船中国人潜伏密航事件を摘発（福岡海上保安部）

平成19年6月、福岡海上保安部は福岡港に入港した香港籍コンテナ船「XIAOJIANG」船内に密航者らしき2名の男を認めたとの代理店からの通報により、同船に赴き調査したところ、中国人と思われる2名がX号船内に潜伏し密航してきた事実が判明したことから、両名を不法入国容疑で逮捕しました。

カンボジア籍貨物船中国人不法入国事件を摘発（志布志海上保安署）

平成19年9月、鹿児島海上保安部志布志海上保安署はカンボジア籍貨物船「EVERGLORY」（総トン数1,290トン、中国人10名乗組み）の立入検査を実施した際、船長から密航者と思われる男性2名を船内で発見したとの報告を受け、確認したところ、船内に隠れていた中国人男性2名を発見し、不法入国容疑で逮捕しました。

8 その他の法令違反の取締り状況

平成19年のその他の法令違反の送致件数は、不法無線局の開設等の電波法違反292件をはじめとする**351件**（前年226件）で、前年と比較し125件（約55%）の増加となりました。

平成19年においては、昨年に引き続き電波法違反の件数が増加しており、漁船やプレジャーボートに不法に設置された無線局が潜在的に多数存在、又は、不法開設が後を絶たない状況にあるものと推測されます。また、送致件数全体に占める割合は小さいですが、暴力団が関与したうなぎ稚魚の不正輸出事件や北朝鮮産のアサリの不正輸入事件等悪質かつ当時の国内外の情勢から極めて社会的反響の大きい事件を摘発しました。

【平成19年の主な事件】

台湾向けうなぎ稚魚不正輸出事件を摘発（第十一管区海上保安本部・石垣海上保安部）

平成19年4月、第十一管区海上保安本部及び石垣海上保安部は、情報に基づき、石垣港において、台湾向けにうなぎ稚魚を密輸しようとした漁船船長等5名を関税法違反（不正輸出予備）で逮捕した。その後の捜査で暴力団幹部等の関与が判明し、合計10名を逮捕しました。

中国籍貨物船を虚偽通報により検挙（下関海上保安署）

平成19年3月、下関海上保安署は、船舶保安情報の通報を行うに際して、韓国仁川に入港していた事実を記載せずに虚偽の通報をおこなった後、下関港に入港した中国貨物船H号(207トン)船長を国際船舶・港湾保安法違反で検挙しました。

なお、上記捜査中に同船は平成19年2月に北朝鮮を原産地かつ船積地域とする活きあさり計105トンを中国が原産地かつ船積みしたものと偽り、経済産業大臣の輸入許可を受けないで輸入したことが判明し、あさり輸入業者らを外国為替及び外国貿易法違反で検挙しました。

中国籍貨物船を虚偽通報入港により検挙（門司海上保安部）

平成19年4月、門司海上保安部は、船舶保安情報の通報を行うに際して、韓国仁川及び北朝鮮海州に入港していた事実を記載せずに虚偽の通報を行った後、下関港に入港した中国貨物船L号(218トン)船長を国際船舶・港湾保安法違反で検挙しました。

中国籍貨物船を無通報入域により検挙（水島海上保安部）

平成19年4月、水島海上保安部は、瀬戸内海を經由し韓国から水島向け航行するにあたり、通報がなされていないことを認識していたにもかかわらず、その事実を確認することなく無通報の状態で瀬戸内海に入域した中国籍貨物船S号(2,998トン)船長を国際船舶・港湾保安法違反で検挙しました。

・国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制状況

海上保安庁では、「国際船舶・港湾保安法（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律）」第4章（第44条～第46条）の規定に基づき、外国から本邦の港（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を含む。）へ入港する船舶に対する規制【別図参照】を厳正に実施しているところです。

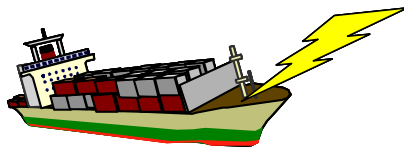
平成19年においては、外国から本邦の港へ入港しようとする船舶から、前年比1,372件減（2.0%）の**68,454件**の船舶保安情報の通報があり、これら入港船舶のうち、船舶保安情報の通報内容等から保安措置（船舶に義務づけられた自己警備）が的確に講じられているかどうか調べる必要がある船舶**5,069隻**に対して海上保安官による立入検査を実施し、テロの危険のおそれの有無等について確認を行った結果、問題のある船舶は認められず、入港禁止等の強制措置に至った例はありませんでした。

なお、船舶保安情報（事前入港通報）を適正に通報することなく入港した船舶について6件を検挙しています（平成19年の主な事件については、8に掲載）。

海上保安庁では、今後とも、本法に基づき本邦の港に入港する船舶に対する規制を適切に実施し、もって船舶や港湾施設等に対するテロの未然防止に徹底を期すこととしています。

国際航海船舶の入港に係る規制

以下の手続により、保安措置が適確にとられていないため船舶について危険が生じるおそれがないか入港前に確認



外国から我が国の港に入港する船舶

船舶保安情報(事前入港通報)
により保安措置の実施状況をチェック

- ・乗組員、荷物の状況
- ・船舶保安管理者の氏名等
- ・船舶保安証書の番号等
- ・実施中の保安指標レベル
- ・その他

必要に応じて、船長に対して保安措置の実施状況に関する追加情報を要求
又は
海上保安官が立入検査を実施



海上保安庁巡視船艇

追加情報要求
又は
立入検査
を拒否した場合

・当該船舶に起因して
港湾施設等に危険が生じる
おそれがあり、かつ
・危険防止のために他に
適当な手段がない場合

入港禁止等